

令和元年度

目黒区住宅用新エネルギー及び省エネルギー設備 設置費助成（郵送受付）

手続きの手引き

郵送受付期間：令和元年6月10日から令和2年1月10日まで

報告書提出期限：令和2年1月24日まで

目黒区では、環境負荷の少ないエネルギー利用を促進し、地球温暖化対策の推進を啓発するために、二酸化炭素の排出量の削減に配慮した新エネルギー設備や省エネルギー設備をご自宅に設置される方に対して、設置経費の一部を助成します。

助成対象設備：太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム（通称 エネファーム）、家庭用蓄電システム、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器（通称 エコキュート）、HEMS（家庭用エネルギー管理システム）、マンション共用部LED照明、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH^{ぜっち}）、

お問い合わせ先・申請書の送付先

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎6F

目黒区環境清掃部環境保全課温暖化対策係

TEL：03-5722-9034

https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/shizen/ondanka_taisaku/taiyoukou.html

受付時間：平日 8：30～17：00

※参考

目黒区の助成金は国（経済産業省等）の助成などとの併用が可能ですが、助成の手続きや助成金交付の対象・条件は異なります。詳しくは以下のお問い合わせ先にご相談ください。

○国 [一般社団法人燃料電池普及促進協会 FCA]

お問い合わせ先：Tel 03-5472-1190 <http://www.fca-enefarm.org/>

[一般社団法人環境共創イニシアチブ Sii]

お問い合わせ先：<https://sii.or.jp/>

○都 [公益財団法人東京都環境公社 クール・ネット東京 東京都地球温暖化防止活動推進センター]

お問い合わせ先：Tel 03-5990-5086 <http://www.tokyo-co2down.jp/>

†	表紙	1 頁
†	目次	2 頁
1	申請ができる方（個人住宅）	3 頁
2	申請ができる方（分譲住宅等の建物の区分所有等に関する法律に定める管理者又は管理組合法人）	3 頁
3	申請ができる設備等	3 頁
4	申請できない住宅	3 頁
5	助成対象設備と助成金額	4 頁
6	助成金額の計算例	6 頁
7	申請に必要な添付書類（個人住宅）	6 頁
8	設置報告に必要な添付書類（個人住宅）	6 頁
9	申請に必要な添付書類（建物の区分所有等に関する法律に定める管理者又は管理組合法人）	8 頁
1 0	設置報告に必要な添付書類（建物の区分所有等に関する法律に定める管理者又は管理組合法人）	8 頁
1 1	申請受付期間と予算額	1 0 頁
1 2	申請の手順と流れ	1 0 頁
1 3	注意事項（契約に関するご注意）	1 1 頁
1 4	発電システムの単線結線図について	1 1 頁
†	手続きの流れについて（個人住宅）	1 2 頁
†	手続きの流れについて（建物の区分所有等に関する法律に定める管理者又は管理組合法人）	1 3 頁

1 申請ができる方（個人住宅）※必要な添付書類はP 6～P 7

- (1) 目黒区内に、ご自身が居住又は設置報告書提出期限（令和2年1月24日）までに居住する方で、その住宅に助成対象設備を自ら利用する目的で設置、又は施工する方
- (2) 新品の助成対象設備の購入費用を、ご自身で負担された、又は設置報告書提出までにご自身で購入される方で、申請時にシステムのメーカー・型式・数量などが決まっている方
- (3) 過去にこの制度で今回申請する助成対象設備と同一の設備の助成を受けていない方で、同じ世帯にも過去にこの制度で今回申請する助成対象設備と同一の設備の助成を受けた方がいない方
- (4) 前年度の区民税に滞納がない方
- (5) 令和2年1月24日（金）までに設置報告書と必要な添付書類の提出を出来る方

2 申請ができる方（分譲住宅等の建物の区分所有等に関する法律に定める管理者又は管理組合法人）※必要な添付書類はP 8～P 9

- (1) 目黒区内に所在する、区分所有者の一人以上が居住している集合住宅に、当該区分所有者全員の共有に属する助成対象設備を設置し、又は施工する方
- (2) 過去にこの制度で今回申請する設備と同一の設備の助成を受けたことのない方
- (3) 新品の助成対象設備の購入費用を、負担された、又は設置報告書提出までに購入される方で、申請時にシステムのメーカー・型式・数量などが決まっている方
- (4) 令和2年1月24日（金）までに設置報告書と必要な添付書類の提出を出来る方

3 申請ができる設備等

(1) 太陽光発電システム

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間に電力会社と電力供給契約（低圧）を結び、初めて設置した（する）太陽光発電システムで、P4の設備の要件を満たしているもの

(2) 家庭用燃料電池システム、家庭用蓄電システム、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器、HEMS（家庭用エネルギー管理システム）

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間に設備を設置し、P4の設備の要件を満たしているもの

(3) マンション共用部LED照明

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間にマンション共用部の既設の照明器具からLED照明に交換し、P5の設備の要件を満たしているもの

※マンション共用部LED照明の新規設置及び新築時の設置は対象外

(4) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間に工事を完了し、建物の引渡しを受ける住宅で、P5の設備の要件を満たしているもの

4 申請できない住宅

- (1) 国や地方公共団体またはこれに準ずる団体の住宅、社宅
- (2) 販売・譲渡を予定した住宅、及び事業を目的とする住宅
- (3) 申請者が（生活の本拠として）居住しない住宅

5 助成対象設備と助成金額

		助成対象設備	助成金額 *2,*3
	種別	設備の要件 (以下の要件を満たすもの) *1	
新エネルギー設備	太陽光発電システム	① 財団法人電気安全環境研究所 (JET) 若しくは国際電機標準会議 (IEC) の IEC-PV-FC 制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたもの又はそれに準じた性能を持つもの ② 太陽電池の公称最大出力合計が 1 kW 以上のもの ③ 区内の住宅に設置され、初めて系統連系されたもの又は、初めて系統連系されるもの (既存のシステムの一部として増設されたものを含まない。) ④ 発電した電力が、主に住居用途に供する部分 (第 3 条第 2 号の管理者又は管理組合法人の申請にあっては、共用部分を含む) で使用されていること又は使用されること。	1 件当たり、設備本体価格の 3 分の 1 までとし、10 万円を上限とする。ただし、 他の助成対象設備を申請する場合は、その数に応じて 1 万円ずつ加算する。
	家庭用燃料電池システム	① 住居用途に供する部分 (第 3 条第 2 号の管理者又は管理組合法人の申請にあっては、共用部分を含む) において使用する家庭用燃料電池システムであること。 ② 1 台あたりの発電能力が定格運転時に 0.3 kW から 1.5 kW までの間であること。 ③ 貯湯タンクを有するもので、燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられるものであること。 ④ 日本工業規格 JIS C8823 または JIS C8841 評価に基づく計測を行い、定格運転時の低位発熱量基準の総合効率が 80% 以上であること。(一般社団法人燃料電池普及促進協会 (FCA) の家庭用燃料電池システム導入支援事業補助金制度における補助対象システムの指定を受けた設備であること)	1 件当たり、設備本体価格の 3 分の 1 までとし、5 万円を上限とする。
省エネルギー設備	家庭用蓄電システム	住居用途に供する部分 (第 3 条第 2 号の管理者又は管理組合法人の申請にあっては、共用部分を含む) において使用する家庭用蓄電システムであって、経済産業省等が平成 29 年度以降に実施しているネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 支援事業等において、補助対象システムの指定を受けた設備又はそれに準じた性能を持つもの。	1 件当たり、設備本体価格の 3 分の 1 までとし、5 万円を上限とする。
	ヒートポンプ給湯器 CO ₂ 冷媒	住居用途に供する部分 (第 3 条第 2 号の管理者又は管理組合法人の申請にあっては、共用部分を含む) において使用する CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器であって、日本工業規格 JIS C9220 評価に基づく性能が、ふろ保温機能のある機種については、年間給湯保温効率が 2.8 以上、風呂保温機能のない機種については、年間給湯効率が 2.9 以上であること。ただし、次に掲げる設備については、風呂保温機能のある機種については、年間給湯保温効率が 2.4 以上、風呂保温機能のない機種については、年間給湯効率が 2.5 以上であること、もしくはそれと同等のもの。 ① 多缶式タイプ (薄型 2 缶タイプ等) ② 容量が 240 リットル未満の小容量タイプ ③ 一体型タイプ ④ 多機能タイプ	1 件当たり、設備本体価格の 3 分の 1 までとし、3 万 2 千円を上限とする。
	HEMS (家庭用エネルギー管理システム)	住居用途に供する部分において使用する HEMS (家庭用エネルギー管理システム) であって、電気、ガス等のエネルギー使用量を自動計測する設備等を取り付け一元管理し、消費電力量などの「見える化」、「制御」等を行うことができるもので、一般社団法人エコーネットコンソーシアムの ECHONET Lite を標準的なインターフェースとして搭載しているもの又はそれに準じた性能を持つもの。	1 件当たり、設備本体価格の 3 分の 1 までとし、2 万円を上限とする。

省エネルギー設備	マンション共用部LED照明*4	<p>(1) 直管型LEDランプについては次に掲げる設備であること。</p> <p>① 固有消費エネルギー効率が60lm/W以上であること。</p> <p>② 定格寿命が4万時間以上であること。</p> <p>③ 既設の直管型蛍光灯ランプから直管型LEDランプへの交換（配線工事を伴う交換を含む。）をする場合は、安全性の確認ができたものであること。</p> <p>④ 直管型LED照明器具の器具全体又は直管型LEDランプは、それぞれ既設の直管型蛍光灯照明器具の器具全体又は直管型蛍光灯ランプよりも省エネルギー効果が高いものであること。</p> <p>(2) 直管型以外のLEDランプについては次に掲げる設備であること。</p> <p>① 定格光束が600lm以上2,200lm未満の場合は、固有エネルギー消費効率が30lm/W以上、定格光束が2,200lm以上の場合は60lm/W以上であること。（定格光束が600lm未満の場合は全て対象）</p> <p>② 定格寿命が3万時間以上であること。</p> <p>(3) LED誘導灯については次に掲げる設備であること。</p> <p>① 都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱のLED誘導灯器具の指定基準を満たすものであること。</p> <p>(4) LED非常灯</p> <p>① 一般社団法人日本照明工業会の自主評定制度におけるJIL評定品であること。</p>	1件当たり、設備本体価格の3分の1までとし、10万円を上限とする。
	ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）	経済産業省等が平成29年度以降に実施しているネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業等において、補助対象となっている住宅であること又はそれに準じた性能を持つ住宅であること。	1件当たり、30万円とする。

*1 当該助成対象設備を設置し運転したときの騒音が、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（環境確保条例）第136条・別表第13に定める範囲内であること。

*2 「設備本体価格」とは、太陽光発電システムにあつては太陽電池モジュール、パワーコンディショナーの購入価格を指し、家庭用燃料電池システムにあつては設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット、バックアップ熱源機等）の購入価格を指し、家庭用蓄電システムにあつては、蓄電池ユニット、パワーコンディショナーの購入価格を指し、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器にあつては設備本体（ヒートポンプユニット、貯湯ユニット等）の購入価格を指し、HEMS（家庭用エネルギー管理システム）にあつてはシステム全体の購入価格を指し、マンション共用部LED照明にあつては、照明器具の全体の購入価格を指し、当該助成対象設備の設置工事費や設備の付属部品等の購入額は含まない。

*3 「設備本体価格の3分の1まで」で計算された金額の1,000円未満の金額は切り捨てる。

*4 マンション共用部LED照明はLED照明でない照明器具を交換するものであること。

6 助成金額の計算例（全ての設備で助成上限額となる場合）

太陽光発電システムとその他の助成対象設備を申請される場合に、太陽光発電システムの助成金額に加算措置があります。

（例）太陽光発電システム、家庭用燃料電池システムを申請する場合

- ・太陽光発電システムの助成金額・・・10万円※
- ・家庭用燃料電池システムの助成金額・・・5万円

※太陽光発電システムに加えて、1つの助成対象設備を申請しているため、太陽光発電システムの助成金額は10万円プラス1万円で、11万円となります。

2つの設備の合計助成金額は11万円＋5万円＝16万円となります。

7 申請に必要な添付書類（個人住宅）

複数設備の申請をする場合は、設備ごとに添付書類が必要となります。

種別	必要な添付書類
(ZEH) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス システム)、 HEMS（家庭用エネルギー管理シ ステム）、 CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器、 家庭用蓄電システム、 家庭用燃料電池システム、 太陽光発電システム、	① 当該助成対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し及び内訳書の写し（当該助成対象設備の購入者・販売者・設置場所・型式・数量・金額・設置予定日等が確認できるもの） ② 当該助成対象設備の形状、規格、性能等を明らかにする書類（カタログ等） ③ 経済産業省等が平成29年度以降に実施しているネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業等に申請していることがわかる書類（交付決定通知書等の写し）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）のみ） ④ その他区長が必要と認めるもの

8 設置報告に必要な添付書類（個人住宅）

※申請をしていただいた方で助成金交付予定者となった方が提出する書類です。

（例）太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム及びHEMS（家庭用エネルギー管理システム）を申請されて、助成金交付予定者となった方が必要な添付書類は、（1）（2）（3）（6）の書類となります。

（1）共通に必要な添付書類

必要な添付書類
① 申請者が居住する設置場所の住民票の写し（世帯全員分）（申請時の住所と設置場所住所が違う方） ② 申請する年度の前年度（ <u>30年度</u> ）の申請者分特別区民税・都民税納税証明書又は同非課税証明書（ただし、本区に納税義務がない場合はこの限りではない） ③ 設置したシステムの所有権が申請者にあり、申請者が当該システムの購入・設置費用を支払ったことが確認できる領収書の写し ④ 自己の所有に属さない住宅又は設置場所である場合は、当該住宅又は設置場所の所有者の当該助成対象設備を設置することについての同意書 ⑤ 請求書兼口座振替依頼書 ⑥ その他区長が必要と認めるもの

※設置報告書（個人用、ZEH用）、同意書、請求書兼口座振替依頼書は、助成予定者に決定した方に区役所から送付される様式です。

※発電システムの設置に係る工事請負契約書（写）、領収書（写）、電力受給契約申込書等の契約者名（宛名）は必ず助成金申請者のものをご用意下さい。

※住民票の写しは、個人番号（マイナンバー）の記載のないものを提出してください。

申請した設備によって必要な添付書類

(2) 太陽光発電システムを申請した方が必要な添付書類

必要な添付書類
① 発電システムの設置完了後の写真（太陽光モジュールが設置された建物の全景写真およびモジュール枚数の確認できる写真）
② 太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性を記載した資料（出力対比表）
③ 発電システムの設置計画図面の写し
④ 発電システムの単線結線図の写し（P 1 1 参照）
⑤ 電力会社に電力受給を申し込んだ際の「電力受給契約申込書等（低圧：再生可能エネルギー発電設備用）」のお客様控えの写し又は「接続契約のご案内」の写し
⑥ 設置したシステムの保証書（設備お引渡し日等の記載があるもの）の写し又は東京電力パワーグリッド株式会社のホームページから確認できる購入実績お知らせサービスの「購入電力量のお知らせ」（買取起算日の記載があるもの）の写し

(3) 家庭用燃料電池システムを申請した方が必要な添付書類

必要な添付書類
① 当該助成対象設備の全景写真及び燃料電池ユニット・貯湯ユニットの品名番号・製造番号が明確に読み取れる写真
② 発電システムの単線結線図の写し（P 1 1 参照）
③ 設置したシステムの保証書（設備お引渡し日等の記載があるもの）の写し

(4) 家庭用蓄電システムを申請した方が必要な添付書類

必要な添付書類
① 当該助成対象設備の全景写真及び品名番号・製造番号が明確に読み取れる写真
② 設置したシステムの保証書（設備お引渡し日等の記載があるもの）の写し

(5) CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器を申請した方が必要な添付書類

必要な添付書類
① 当該助成対象設備の全景写真及びヒートポンプユニット・貯湯ユニットの品名番号・製造番号が明確に読み取れる写真
② 設置証明書（販売・設置事業者が作成したもの）※

※設置証明書の様式は、助成予定者に決定した方に区役所から送付される様式です。

(6) HEMS（家庭用エネルギー管理システム）を申請した方が必要な添付書類

必要な添付書類
① 当該助成対象設備の設置状態を示す写真（助成対象設備の全景写真及び品名番号・製造番号が明確に読み取れる写真）
② 設置したシステムの保証書（設備お引渡し日等の記載があるもの）の写し

(7) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）を申請した方が必要な添付書類

必要な添付書類
① 経済産業省等が平成29年度以降に実施しているネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業等の補助金を受けたことがわかる書類（確定通知書等の写し）
② 建物の引渡しを受けたことがわかる書類（お引渡し日等の記載があるもの）の写し

9 申請に必要な添付書類

(建物の区分所有等に関する法律に定める管理者又は管理組合法人)

複数設備の申請をする場合は、設備ごとに添付書類が必要となります。

種別	必要な添付書類
マンション共用部LED照明 CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器、 家庭用蓄電システム、 家庭用燃料電池システム、 太陽光発電システム、	① 共用部分に係る公共料金の請求書もしくは領収書の写しで助成対象設備等を設置する集合住宅の住所、集合住宅名（管理組合法名）、発行者名の記載があるもの、又は設置予定建築物の不動産登記簿謄本の写し ② 管理規約の写し ③ 現在の管理者又は管理組合理事長が選定されたことを証す書類（建物の区分所有等に関する法律に基づくもの） ④ 助成対象設備の設置に係る決議書又はこれに代わるもの（建物の区分所有等に関する法律に基づくもの） ⑤ 当該助成対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し及び、内訳書の写し（当該助成対象設備の購入者・設置場所・型式・数量・金額・設置予定日等が確認できるもの） ⑥ 当該助成対象設備の形状、規格、性能等を明らかにする書類（カタログ等） ⑦ 取替え前の蛍光灯と取替え後のLED照明の新旧対照表（取替え前の蛍光灯の種類及び消費電力と取替え後のLED照明の型番及び消費電力がわかるもの）（マンション共用部LED照明のみ） ⑧ 安全性確認証明書（既設の直管型蛍光灯ランプから直管型LEDランプへの交換（配線工事を伴う交換を含む）をした場合）（マンション共用部LED照明のみ）※ ⑨ その他区長が必要と認めるもの

※⑧安全性確認証明書は、目黒区ホームページ（表紙のアドレス）からダウンロードして作成してください。申請時に提出できない場合（設備設置前に申請する方）は、設備設置後に提出してください。

10 設置報告に必要な添付書類

(建物の区分所有等に関する法律に定める管理者又は管理組合法人)

※申請をしていただいた方で助成金交付予定者となった方が提出する書類です。

(例) 太陽光発電システムと家庭用燃料電池システムを複数申請されて、助成金交付予定者となった方が必要な添付書類は、(1) (2) (3) の書類となります。

(1) 共通に必要な添付書類

必要な添付書類
① 区分所有者のうち当該集合住宅に居住する者の住民票の写し（1人分） ② 申請者が当該システムの購入・設置費用を支払ったことが確認できる領収書の写し ③ 請求書兼口座振替依頼書 ④ その他区長が必要と認めるもの

※設置報告書（マンション管理組合用）、請求書兼口座振替依頼書は、助成予定者に決定した方に区役所から送付される様式です。

※発電システムの設置に係る工事請負契約書（写）、領収書（写）、電力受給契約申込書の契約者名（宛名）は必ず助成金申請者のものをご用意下さい。

※住民票の写しは、個人番号（マイナンバー）の記載のないものを提出してください。

申請した設備によって必要な添付書類

(2) 太陽光発電システムを申請した方が必要な添付書類

必要な添付書類
① 発電システムの設置完了後の写真(太陽光モジュールが設置された建物の全景及びモジュール枚数の確認できる写真)
② 太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性を記載した資料(出力対比表)
③ 発電システムの設置計画図面の写し
④ 発電システムの単線結線図の写し(P11参照)
⑤ 電力会社に電力受給を申し込んだ際の、「電力受給契約申込書等(低圧:再生可能エネルギー発電設備用)」のお客様控えの写し又は「接続契約のご案内」の写し
⑥ 設置したシステムの保証書(設備お引渡し日等の記載があるもの)の写し又は東京電力パワーグリッド株式会社のホームページから確認できる購入実績お知らせサービスの「購入電力量のお知らせ」(買取起算日の記載があるもの)の写し

(3) 家庭用燃料電池システムを申請した方が必要な添付書類

必要な添付書類
① 当該助成対象設備の全景写真及び燃料電池ユニット・貯湯ユニットの品名番号・製造番号が明確に読み取れる写真
② 発電システムの単線結線図の写し(P11参照)
③ 設置したシステムの保証書(設備お引渡し日の記載があるもの)の写し

(4) 家庭用蓄電システムを申請した方が必要な添付書類

必要な添付書類
① 当該助成対象設備全景写真及び品名番号・製造番号が明確に読み取れる写真
② 設置したシステムの保証書(設備お引渡し日の記載があるもの)の写し

(5) CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器を申請した方が必要な添付書類

必要な添付書類
① 設置証明書(販売・設置事業者が作成したもの)※
② 当該助成対象設備の全景写真及びヒートポンプユニット・貯湯ユニットの品名番号・製造番号が明確に読み取れる写真

※設置証明書の様式は、助成予定者に決定した方に区役所から送付される様式です。

(6) マンション共用部LED照明を申請した方が必要な添付書類

必要な添付書類
① 設置証明書(販売・設置事業者が作成したもの)※
② 当該助成対象設備の設置状態を示す写真(設置したLEDランプの種類がすべて確認できる写真で、写真のLEDランプ1つ1つに番号をつけたもの)
③ 当該助成対象設備を設置した場所がわかる図面(設置したLEDランプ1つ1つに②の写真と同じ番号をつけたもの)

※設置証明書の様式は、助成予定者に決定した方に区役所から送付される様式です。

1 1 申請受付期間と予算額

令和元年6月10日（月）から令和2年1月10日（金）まで（予算の範囲内で先着順で受付を行います）

応募多数により、申請額が予算額を越えた日に受付を終了します。（予算額を超える申請があった日に複数の申請があった場合は、同じ日の申請者の中で抽選を行い順位を定めます。）

令和元年度の予算額（全ての助成対象設備の合計で、各設備ごとに予算の内訳はありません。）
11,520,000円

1 2 申請の手順と流れ

申請は、以下の手順に従って行ってください。

- (1) 助成金の交付を受けようとする方で、個人住宅用に申請される方は、助成金交付申請書（個人用又はZEH用）に、必要事項を記入して下さい。分譲マンション等の建物の区分所有等に関する法律に定める管理者又は管理組合法人が申請される場合は、助成金交付申請書（マンション管理組合用）に必要事項を記入して下さい。
申請書書式は、目黒区ホームページ（表紙のアドレス）からダウンロードできます。
 - 申請書に必要事項を記入します。
記入に際しては、黒色のボールペンで丁寧に記入して下さい。消せるボールペン等を使用しないでください。
- (2) 申請書の申請者欄に押印し、必要書類とともに、必ず申請者保管用の控え（コピー）をとってから、簡易書留など対面で配達されるもので郵送して下さい。（販売・設置事業者が手続きの代行をする場合は、申請者自署欄に署名・捺印（インク浸透印不可）をしてもらって下さい。）
 - 申請書類の提出は、信書扱いになるため、一般的なメール便・宅配便は利用できません。郵便事業株式会社が扱うものでも、「ゆうパック」、「ゆうメール」、「ポストパケット」等には利用できません。
 - FAXやメールによる申請書類の事前送付や添削は行っておりません。
 - 申請書類の到着に関するお問い合わせに個別に回答することは出来かねます。到着の確認を希望される方は、郵送の際に到着まで追跡可能な方法でご提出頂き、ご自身で提出書類の到着の確認をお願いいたします。
 - 一件の申請につき、一通の封書で送付して下さい。
- (3) 必要書類の受付（申請受理）後、区は事前審査を行い、助成金交付予定者を決定します。
- (4) 助成金交付予定者に決定した方は、決定通知の到着から1か月を目処に（予定で申請された方は、設置・連系日から1か月を目処に）設置報告書類を作成して頂き、P6～P7（個人用、ZEH用）、P8～P9（マンション管理組合用）の必要書類とともに、必ず申請者保管用の控え（コピー）をとってから、簡易書留など対面で配達されるもので郵送して下さい。
 - 設置報告書等の様式は、別途助成金交付予定者あてに送付いたします。
- (5) 報告書類の受付後、区は要件審査を行い、助成金の交付決定を行います。要件審査の際に設備の設置状況等を実地に確認する場合があります。交付決定後、申請者の口座に助成金の支払いを行います。
 - 詳しくは『手続きの流れについて①から⑯』P12～P13を参照して下さい。
- (6) 助成金交付を受けられた方には、翌年度の7月頃にアンケート調査を予定しています。この助成制度により、どの程度の地球温暖化対策に対する効果が得られているのか確認するためのアンケート調査となりますので、ご協力をお願いします。

(申請書の送付先)

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎6F

目黒区環境清掃部環境保全課温暖化対策係

TEL : 03-5722-9034

1.3 注意事項（契約に関するご注意）

助成対象設備の設置に当たっては、騒音や日照なども含め法令・規則を守って施工・設置してください。また、販売事業者等との契約等にかかる疑義については、当事者間で十分に話し合ってください。

近年、強引な売り込み等、訪問販売トラブルが多発しているとの報道があります。助成対象設備を設置・購入される際には、複数の業者から見積もりを取り、納得できる業者と契約されることをお勧めします。

家庭用燃料電池システムの燃料電池ユニットでは、燃料や空気、水などを供給、循環するためのポンプやファンなどが動作するため、運転中に音が発生します。燃料電池ユニットは機種や運転パターンによっては半日から1か月程度にわたって連続運転する特徴があります。特に環境音が静かな夜間に運転する場合には、運転音が知覚されやすくなることもあります。設置については、燃料電池実用化推進協議会が公表している「運転音に配慮した 家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの据付けガイドブック」をよく確認して設置してください。

CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器については、主に人々が睡眠している深夜に運転するため、騒音等による苦情が一部で報告されています。設置については、一般社団法人日本冷凍空調工業会が発行している「騒音等防止を考えた家庭用ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブック」をよく確認して設置してください。

1.4 発電システムの単線結線図について

単線結線図は、発電システムから受電地点まで、太陽電池、接続箱、パワーコンディショナー、分電盤、売電計、買電計（スマートメーター）などの設備を系統立てて、電気的な接続関係を示した図です。

発電システムを店舗合築住宅や賃貸合築住宅、集合住宅に設置した場合は、システムから発電された電力が、建物の中で実際に供給されている場所が分かるように図中に室内分電盤、共用部分電盤などと表記して下さい。なお、発電された電力が供給されていない部分は、部屋番号等を表示して下さい。

* 以下のような単線結線図は、受理できません。

- ・ 助成金申請者名（宛名）のないもの
- ・ 「見本」「例」などの表記のあるもの
- ・ 実際の接続関係と一致していないと思われるもの
- ・ 接続設備型式、kW数などが、申請・報告の内容と一致していないもの
- ・ パワーコンディショナーや接続箱など、取り付けられている設備の表記がないもの
- ・ 燃料電池やガス発電給湯器など、併設されている設備の表記がないもの